

作成日：2014年11月21日

オーストラリア

特許庁の所在地

Australian Patent Office

Discovery House, 47 Bowes Street,
Phillip,
Canberra A. C. T. 2606,
Australia

P. O. Box 200,
Woden, A. C. T. 2606
Australia

TEL: 61-2-6283-2999

FAX: 61-2-6283-7999

E-mail: assist@ipaaustralia.gov.au

Website : <http://www.ipaustralia.gov.au/>

目 次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性有無
4. 現地の代理人団体の有無
5. 出願言語
6. その他関係団体
7. 特許情報へのアクセス

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）
11. 留意事項

< 実用新案制度 >

実用新案制度自体は存在しませんが、従来“Petty Patent”として、現在は“Innovation Patent”として、所謂“小発明”が保護されております。

従いまして、この項目において「Innovation Patent」を特許制度における発明と比較して、その相違点について説明します。

<意匠制度>

1. 現行法令
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (4) WIPO 設立条約 (WIPO 条約)
- (5) 世界貿易機関設立協定 (WTO)
- (6) 外国公文書領事認証免除に関するヘーグ協定 (Hague Agreement)
- (7) 植物新品種の保護に関する国際条約 (UPOV 条約)
- (8) 標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定 (Nice Agreement)
- (9) 標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書 (Madrid Protocol)
- (10) 商標法条約 (Trademark Law Treaty)

2. 特許審査ハイウェイ実施状況

日本国特許庁のウェブページに特許審査ハイウェイ (PPH: Patent Prosecution Highway) の実施状況について詳細の説明があります。

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm

日本・オーストラリア PPH については、以下を参照下さい。

http://www.jpo.go.jp/torikumi/japan_australia_highway.htm

3. 現地代理人の必要性有無

現地代理人の選任は義務ではありません。

但し、オーストラリア国内において書類を受ける宛名を連絡する必要があります。

4. 現地の代理人団体の有無

The Institute of Patent and Trade Mark Attorneys of Australia

Level 2, 302 Burwood Road

Hawthorn VIC 3122

Australia 電話： 61- 3- 9819- 2004

Fax： 61- 3- 9819- 6002

E-mail： mail@ipta.org.au

Website： www.ipta.com.au/

5. 出願言語

英語です。

6. その他関係団体

JETRO SYDNEY

Level 25, Gold Fields House, Alfred Street, Sydney

電話 : 61- 2- 9276- 0100

Fax : 61- 2- 9251- 7631

7. 特許情報へのアクセス

<http://www.ipaustralia.gov.au/auspat>

<http://pericles.ipaustralia.gov.au/ols/auspat>

特許制度

1. 現行法令について

2013年4月15日に施行された改正特許法（Raising the Bar）が適用されております。今回の改正は、出願を以前より厳格に審査することを主な目的としております。

〈主な改正内容〉

- (1) 進歩性の判断基準の引き上げに関して
- (2) 明細書の記載要件（実施可能要件、有用性、及びサポート要件）に関して
- (3) 出願審査請求（修正審査請求制度の廃止）に関して
- (4) 出願・審査手続き（Acceptance 期限等・Notice of Entitlement）に関して
- (5) 明細書等の補正に関して
- (6) 分割出願に関して

これらの内容につきましては、下記の該当箇所にて説明致します。

〈適用される出願〉

改正法は、2014年4月15日以降にされた出願及び出願審査請求があった出願に対して適用されます。

2. 特許出願時の必要書類

- (1) 願書（Request）：

発明者の氏名及び住所、出願人の名称及び住所、優先権を主張する場合は、出願の情報等、及び現地代理人の宛名等を記載します。

- (2) 明細書及びクレーム（Specification & Claims）

- ① 実施可能要件の採用です。

当業者が発明の実施ができるよう「明確かつ十分に」記載することが必要となりました。（我が国特許法 36 条 4 項 1 号に相当します。）

- ② 発明の有用性に関する基準の採用です。

発明について、明確で実質的で確かな用途が明細書に記載されていることが必要となりました。

- ③ サポート要件の採用です。

これは、現在の正当な根拠の要件を代えて、各クレームに記載した発明が明細書にサポートされていることが必要となりました。（我が国特許法 36 条 6 項 1 号に相当します。）

- (3) 要約（Abstract）

- (4) 必要な図面（Drawings）

- (5) 特許を受ける資格証明書（Notice of Entitlement）

出願人が発明者でない場合に、出願人が発明者から特許を受ける権利の譲渡を受けた旨の事実関係を説明する書類です。

従前は、この書類を出願が受理(Acceptance)されるまでに提出することができました。

今回の改正法により、提出は出願審査請求時までと変更されました。

なお、この書類は現地代理人が署名して特許庁に提出しますので、出願人が特許を受ける権利を有する旨を現地代理人に説明すれば十分です。

(6) 優先権証明書 (Priority Document)

提出要求があった場合に必要です。

優先権証明書の翻訳文も同様に、要求があった場合に提出が必要です。

3. 料金表 (単位: オーストラリアドル)

(1) 出願料金 (オンライン出願)	370
(2) 出願審査請求料金	490
(3) オーストラリア特許庁が IPRP を 作成した場合の審査請求料金	300
(4) 出願受理(Acceptance)基本料金	250
・クレーム 20 項以上 1 項当たり追加料金	110
(5) 異議申立料金	600
(6) 特許維持年金 (オンライン)	
① 第 5 年度から第 10 年度まで (各年度当たり)	300
② 第 11 年度から第 15 年度まで (各年度当たり)	500
③ 第 16 年度から第 20 年度まで (各年度当たり)	1, 120
④ 第 21 年度から第 25 年度まで (各年度当たり)	2, 300

4. 料金減免制度について

オーストラリア特許庁が国際予備審査報告書 (IPER) を作成した場合、審査請求料金が減額されます。

5. 実体審査の有無

特許出願は実体審査の対象になります。

6. 出願公開制度の有無

特許出願は出願公開されます。

7. 審査請求制度の有無

出願審査請求制度が採用されております。

8. 出願から登録までの手続の流れ

(1) 特許出願がされますと、まず出願の方式について「方式審査」が行われます。特許庁が出願の不備を発見した場合には、出願人に期限を指定してその不備の補正を命じます。

(2) 出願公開(Publication of Application) :

方式的要件を満たした出願は、優先日から 18 ヶ月経過後に出願の内容が公開されます。

出願公開後に、いわゆる「補償金請求権」が発生します。

<情報提供>

出願公開された発明について、第三者は特許要件を満たさない旨の理由を記載した書面を、特許庁長官に提出することができます。

(3) 実体審査

① 従来は、出願審査請求として通常審査請求 (Normal Examination) 及び修正審査請求 (Modified Examination) の 2 通りの審査請求の形態が採用されておりました。

ところが、制度の簡素化を図る観点から今回の改正法により修正審査請求制度は廃止されることになりました。

従いまして、法改正後は通常の出願審査請求だけとなり、その請求期限は出願日 (国際出願の場合は、国際出願日) から 5 年以内です。

又は、出願人が自発的に出願審査請求をしない場合には、特許庁長官から審査請求をする旨の指令を受けます。

この場合、従来は当該指令の発行日から 6 ヶ月以内に審査請求をする必要がありましたが、今回の改正法により指令日から「2 ヶ月」以内に短縮されました。

② 従来は、補正や分割出願の機会を得る目的で出願審査請求と同時に出願受理 (Acceptance) の遅延を申請するのが一般的でした。

この度の改正法によりますと、この遅延申請は当然に認められるとは限らず、特許庁長官の裁量によってその可否が決定されることになりました。

③ 予備調査及び見解書の作成に関して

特許庁長官の裁量で予備調査及び見解書を作成する手続が採用されました。

審査を開始する際に、他国による調査報告や見解書が先に作成されていない場合には、特許庁長官は調査を行うことができるとのことです。

更に、出願人は任意的な手続として、国際調査報告及び見解書に似た書類 (予備審査及び見解書) を請求することができるようになったとのことです。

④ 不特許事由に関して :

人間及びその生成を目的とする生物学的方法、
実施が法律に反するもの、
単なる既存の原料の混合物である食品又は医薬品として利用可能な物質は、
不特許事由とされています。

⑤新規性に関して：

出願日（又は優先日）前に世界のいずれかの場所において発明が公然知られ
（公知）、公然用いられ（公用）、又は頒布された刊行物に記載された（刊行物記
載）発明は新規性を有しません（絶対的新規性の採用です）。

なお、従前の先行技術基準においては公用について出願日（又は優先日前）に
存在していた場合、審査において考慮されておりませんでした（異議申立手続等
においては先行技術として特許の有効性について判断されていました）。

この度の法改正により、かかる公然使用に付きましても審査における新規性等を
判断する際に先行技術として考慮されるようになりました。

<新規性喪失の例外>

- (a) 博覧会への展示日から6ヶ月以内に出願をした場合、
- (b) 学術団体での発表又は出版の日から6ヶ月以内に出願をした場合、
- (c) 試験を目的とする実施日から12ヶ月以内に出願をした場合、
- (d) 特許を受ける権利を有する者の意に反して発明が公表された
場合において、その公表日から12ヶ月以内に出願をした場合。

⑥進歩性に関して：

- (a) 従来は、進歩性の判断において「共通の一般知識」に関して、オーストラリア
国内に限定されていました。

今回の改正法においては、この地域の制限（Geographical limitation）が撤
廃され、任意の地域における共通の一般的知識が考慮されるようになりました。

- (b) 従来は、進歩性の判断に際して用いられる先行技術文献について、当業者に
より関連性が確認され（ascertained）、理解され（understood）、認識される
（regarded）ことを期待できる先行技術のみが参酌されると規定されておりました。

今回の改正法において、この規定が削除され他国と同様に公衆に利用可能とさ
れた全ての従来技術が審査において参酌されることになりました。

即ち、先行技術文献の範囲が世界的な基準に引き上げられました。

⑦実体審査手続きに関して：

- (a) 出願人から所定の期間内に出願審査の請求があった後、出願された発明は有
益な製造方法か、新規なものか、進歩性を有するか、発明の単一性の要件を
満たすか、又はクレームが明確か若しくは明細書によりサポートされている
か、発明が有用性を有するか否かについて、審査されます。

- (b) 審査の結果、発明が特許要件等を満たしていないと判断された場合には、最

初の審査報告 (First Examination Report) が発行されます。

従来は、この審査報告が発行されてから 21 ヶ月 (延長可能) というアクセプタンス期限 (Acceptance) が設けられておりました。

この「アクセプタンス期限」とは、この期限内に出願人は審査官から指摘された拒絶理由を解消し、出願を特許可能にするための期限をいいます。なお、この期限内に出願が特許として受理されない場合には出願は失効することを意味します。

この度の改正法により、この 21 ヶ月の期限が 12 ヶ月と大幅に短縮されることになりました (なお、この期間は延長することができません。)

(c) 上記審査報告 (拒絶理由通知) を受領した場合、出願人は明細書等の補正や意見書を提出することができます。

なお、従来はクレームに記載の発明を拡張するものでない限り、例えば、実施例の追加等の新規事項の追加が認められておりました。

ところが、この度の改正法により補正の要件が厳格になり、出願当初の明細書等を超える補正は認められなくなります。

但し、明らかな誤記の訂正等については補正が可能です。

(d) 手続きが難局の状態に陥った場合、出願人はヒヤリング (Hearing) を請求することができます。

(4) 優先・早期審査制度に関して：

出願人は、優先審査の請求をすることができます。この場合、料金の納付は不要です。

この請求に基づき、特許庁長官は早期審査が公共の利益になり、又は優先審査することに特別な事情があると判断した場合には、他の出願に優先して当該出願の審査を行います。

PPH 及び PCT-PPH については後述します。

(5) 分割出願に関して：

特許出願の審査の迅速化の観点から、分割出願をすることができる時期が変更になりました。

①従来は、異議申立て期間を含めて、特許付与前までに分割出願をすることができました。

②この度の改正法により、出願の許可が受理されその公告日から 3 ヶ月以降、即ち異議申立てをすることができる期間の経過後は、分割出願をすることができなくなりました。

(6) 特許付与前の異議申立てに関して

特許付与が公告されますと、その公告の日から 3 ヶ月以内に何人も異議申立てをすることができます。

<申立て理由>

- ①明細書の記載が不明確である場合、
- ②特許請求の範囲の記載が不明瞭な場合、
- ③出願に係る発明が特許要件を満たしていない場合、
- ④出願人が特許を受ける権利を有していない場合。

(7) 査定に関して：

- ①拒絶理由が発見されない場合には、出願の許可 (Notice of Acceptance) が発行されます。

出願許可後、所定の料金を納付することにより、特許に関する詳細が特許原簿に登録され、特許となります。なお、特許への捺印 (Seal) は廃止されました。

- ②出願が拒絶された場合には、拒絶査定通知書が発行され、この拒絶査定に対して出願人は裁判所に不服を申し立てることができます。
- ③異議申立の決定に対しても、裁判所に不服を申し立てることができます。

(8) 再審査に関して：

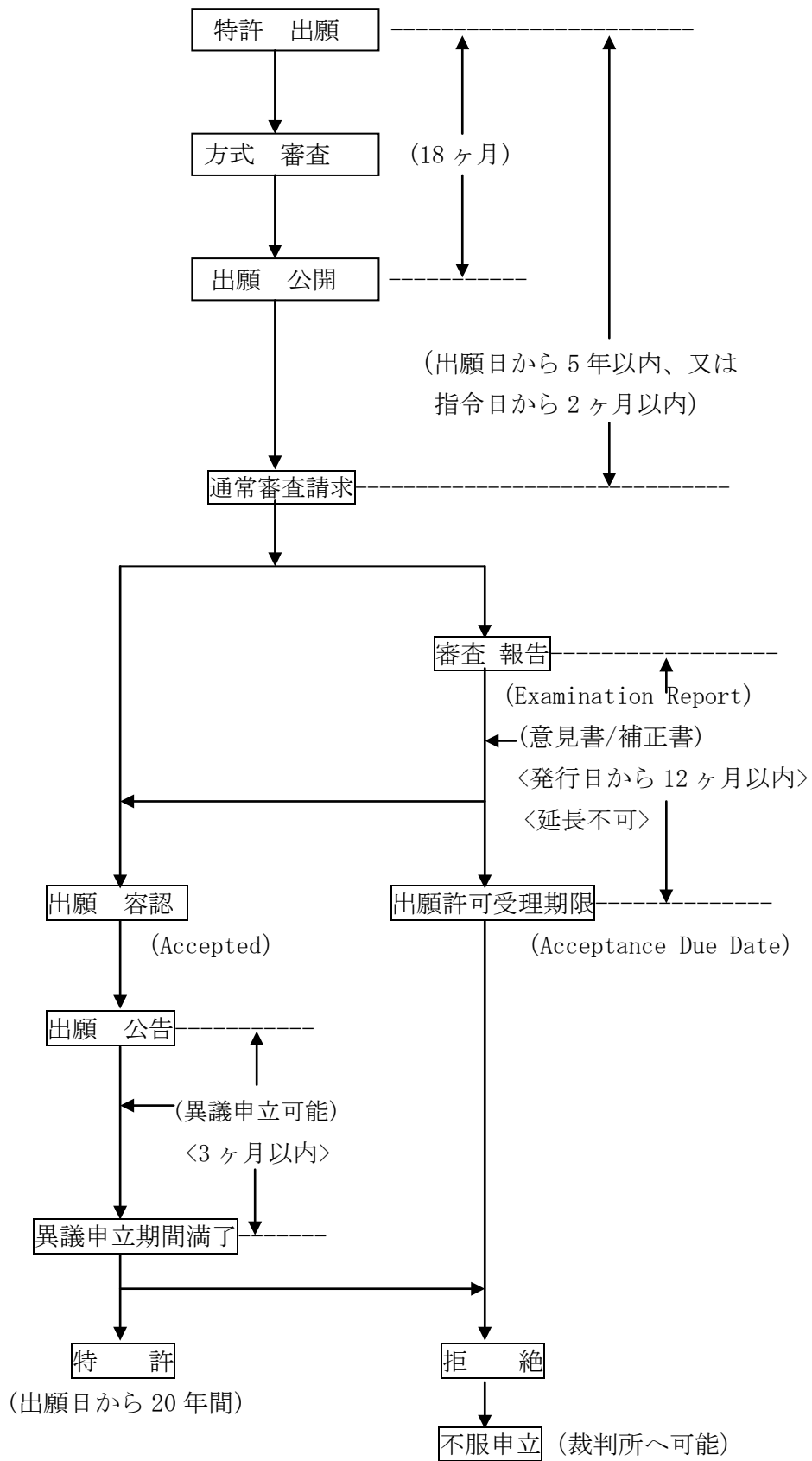
- ①特許権者又は第三者若しくは特許庁長官の職権により、特許の登録後に再審査を請求することができます。

- ②再審査請求の理由に付きましては、従来、先行技術文献に基づいた新規性や進歩性の有無に限定されておりました。

この度の改正法により、上記理由に加え主題事項 (Subject Matter) や特許要件としての有用性 (Utility) に関しましても請求可能となりました。

- ③なお、再審査の決定に不服を有する場合には、裁判所に訴えを提起することができます。

出願から登録までのフローチャート



特許審査ハイウェイ（PPH/PCT-PPH）に関して：

従来、例えば日本出願に基づいて、「PPH、PCT-PPH や PPH MOTTAINAI」プログラムにより他国において早期に特許を取得することが可能でした。

しかしながら、これらのプログラムは国により利用できる PPH の種類が異なっており、各国においてどの PPH を利用することができるのか出願人にとって分かりにくく、制度自体が複雑でした。

そこで、特許庁は 12 カ国との間で、利用できる PPH の種類を共通化した、多数国間の枠組み「グローバル特許審査ハイウェイ (GPPH)」を開始することに合意しました。

その結果、このプログラムに参加した特許庁間においては、すべての PPH が利用可能となり、国によりどの PPH が利用可能なのか区別する必要がなくなりました。

なお、合意した国は次の通りです。

- ①米国、②韓国、③英国、④デンマーク、⑤フィンランド、⑥ロシア、⑦カナダ、⑧スペイン、⑨北欧特許庁、⑩ノルウェー、⑪ポルトガル、及び⑫オーストラリア

その結果として、2014 年 1 月 6 日よりグローバル特許審査ハイウェイ施行開始に伴い、上記いずれかの国の審査結果に基づき、オーストラリア特許庁においても特許審査ハイウェイの申請が可能となりました (Global Patent Prosecution Highway Pilot Program)。以下、GPPH の申請要件について概説します。

(1) 申請の要件：

<要件その 1>

- (a) オーストラリア出願は、GPPH プログラムに合意した何れか一の特許庁により特許すべきものであるとされた、少なくとも一のクレームを有する外国出願と適切に関連しているか [GPPH プログラム]、又は
- (b) オーストラリア出願は、合意した特許庁の一つである国際機関 (International Authority) [PCT-GPPH プログラム]により特許されうると判断された少なくとも一のクレームを有する PCT 出願で、なければなりません。

[GPPH の場合におけるその他の要件]

- (i) オーストラリア出願は、完全明細書付き標準特許出願であり、又合意した何れか一の特許庁より審査され、且つ一以上のクレームが特許であると判断された対応外国出願と関連性を有していなければなりません。
- (ii) オーストラリア出願は、外国出願と次の何れかの関連性を有していなければなりません。
- ・ オーストラリア出願が外国出願から優先権を主張していること、
 - ・ オーストラリア出願と外国出願が同一の PCT 出願に基づいていること、
 - ・ オーストラリア出願と外国出願が共通の優先権を主張していること、
 - ・ オーストラリア出願が外国出願の優先権主張の基礎出願であること、
 - ・ オーストラリア出願が上記からの分割出願であること。

[PCT-GPPH の場合におけるその他の要件]

(i) オーストラリア出願は、合意した何れか一の国際機関により審査された PCT 出願と適切に関連性を有している出願であること。

オーストラリア出願は、完全明細書付き標準特許出願であり、国際調査機関 (International Search Authority) (ISA) 又は国際予備審査機関 (International Preliminary Examination Authority) (IPEA) が見解書 (Written Opinion) や審査報告 (Examination Report) において特許され得ると指摘した一以上のクレームを有する対応 PCT 出願と関連性を有する出願であること。

なお、国際調査機関や国際予備審査機関は、合意した特許庁の一つでなければなりません。

(ii) オーストラリア出願は次の何れかにおいて PCT 出願と関連性を有していなければなりません。

- ・ オーストラリア出願は、PCT で国内移行出願であること、
- ・ オーストラリア出願は、PCT 出願からの優先権を主張する出願であること、
- ・ オーストラリア出願は、PCT 出願の優先権主張基礎出願であること、
- ・ オーストラリア出願が、上記からの分割出願であること。

<要件その 2>=対応オーストラリアのクレーム

オーストラリア出願における全てのクレームは、合意した特許庁により審査された外国又は PCT 出願の一以上の許可/特許され得るクレームに十分に対応し又は対応するように補正しなければなりません。

<要件その 3>=オーストラリアの審査

- ・ 出願審査請求は既にされているか、又はグローバル特許審査ハイウェイによる早期審査 (Acceleration) を請求すると同時にしなければなりません。
- ・ オーストラリア特許庁は、オーストラリア出願に対して最初の審査報告書を発行していないこと。

(2) 必要書類

グローバル特許審査ハイウェイに参加するために、次の書類を提出しなければなりません。

- ・ グローバル特許審査ハイウェイに基づく早期審査を請求する旨の書簡
- ・ 必要事項を記入したグローバル特許審査ハイウェイの所定の願書
- ・ 関連するサポート・ドキュメント

(3) 添付書面 (Supporting Documents)

(a) GPPH の場合

出願審査を請求する時に以下の書類の提出が必要となります。

- ① 審査された許可クレーム (Allowability/Patentability) を明記した関係特許庁による通知書の写し又は特異な詳細 (Specific details)。
- ② 関係特許庁により審査されたクレームの写し又は詳細 (Document description)

and date) 及び、該当する場合は、関係特許庁により特許されると判断された補正クレームの写し。

- ③オーストラリア出願クレームと関係特許庁による出願のクレームとの関係を示す表示。

なお、書類を提出しなければならない場合において、出願人はオーストラリア特許庁に「関係特許庁のドシエ アクセス システム (Dossier Access System(DAS))」を介して関連書類自体を入手することを求めることができます。

関係書類が英語以外の言語の場合には、出願人は認証した英語による翻訳文 (Verified English Translation) を提出する必要がある、或いはドシエ アクセスシステム (DAS) が英語の翻訳文を提供します。

なお、審査中に機械翻訳の質が不相当であると判断された場合には、出願人は認証された翻訳文の提出を求められます。

(b) PCT-GPPH の場合

出願審査請求をする時に次の書類の提出が必要となります。

- ①関係特許庁の一つである国際機関により作成され審査され特許され得る旨が表示された見解書又は特許性に関する国際予備報告 (International Preliminary Report on Patentability) の写し又は特有な詳細 (Specific details)。

なお、国際調査報告 (ISR) にのみ基づき、この PCT-GPPH による請求をすることはできません。

- ②関係特許庁により審査されたクレームの写し又は詳細 (Document description and date)、及び該当する場合は、関係特許庁により特許されると判断された補正クレームの写し。

- ③オーストラリア出願クレームと関係特許庁による出願のクレームとの関係を示す表示。

なお、書類を提出しなければならない場合において、出願人はオーストラリア特許庁に PatentScope を介して関係書類自体の入手を求めることができます。

関係書類が英語以外の言語の場合には、出願人は認証した英語による翻訳文を提出する必要がある、或いは PatentScope が受理され得る英語の翻訳文を提供します。

なお、審査中に機械翻訳の質が不相当であると判断された場合には、出願人は認証された翻訳文の提出を求められます。

9. 存続期間及びその起算日 (権利の発生日)

(1) 通常の特許権の存続期間は、出願日から 20 年です。

(2) 1999 年 1 月 27 日に施行された改正法により、医薬特許発明 (Pharmaceutical Patent) の特許権の存続期間を 5 年間延長する旨の規定が導入されました。従って、存続期間は最長 25 年となります。

- (3)維持年金は、2012年7月1日以降の出願に対して、出願日から4年目に最初の年金納付が必要となりました。

10. PCTに加盟している場合、その国内段階移行手続の概要（国内段階移行期限等）

(1)時期：

優先日から31ヶ月以内です。

(2)提出する書類：

国際出願（明細書、クレーム、図面中の文言、及び要約）の英語による翻訳文の提出が必要です。19条又は34条による補正書が提出された場合には、その補正内容を明細書に含めることができます。

なお、翻訳文には翻訳者の宣誓書（Translator's Verification）の添付が必要です。

(3)優先権証明書の英訳文

翻訳文には翻訳者の宣誓書の添付が必要です。

英訳文は出願が受理されるまでに提出することができます。

11. 留意事項

今回の法改正は手続的及び実体的に非常に多様な改正が行われました。従いまして、その内容について留意して下さい。具体的には、

(1)廃止となった手続の内容：

①修正審査請求制度の廃止です。

②オムニバスクレームの廃止です。

(2)手続期間の変更のあった内容：

①特許庁長官から出願審査の請求の指令があった場合、従来はその指令日から6ヶ月以内に出願審査請求をする必要がありました。

改正後はその期間が2ヶ月以内に短縮されました。

②出願を特許許可の状態にする期間（Acceptance Period）が、従来は最初の審査報告発行日から21ヶ月以内で、且つその期間を更に9ヶ月間延長することができました。

改正後はその期間が最初の審査報告発行日から12ヶ月以内となり、且つこの期間の延長は不可となりました。

③Notice of Entitlementの提出期限が、従来は出願が受理（Accepted）されるまでに提出することができました。

改正後はその期間が出願審査請求をするまでと短縮されました。

④分割出願できる時期的期限が、従来は特許付与前となっていました。

改正後は、原出願において出願許可決定に対する異議申立可能な期間が経過した後は、分割出願をすることができなくなりました。

(3) 新規性喪失の例外の適用（グレースピリオド）：

従来は、権利者等の行為により発明の公表や使用を通じて、発明が公衆に利用可能となり、新規性喪失の例外の規定の適用を受ける場合には、出願に係る発明と公衆に利用可能となった発明とが、同一である必要がありました。

この度の法改正により、発明の公表又は使用の文言が削除されたために、公開された発明が特許出願に係る発明と同一でない場合でも、例外規定の適用を受けることができるようになりました。

(4) 特許許可（Acceptance）遅延申請制度の変更：

従来は、補正や分割出願の機会を得る目的として、Acceptance の遅延の申請をすることができました。

この度の改正法により、遅延の申請をした場合において従来のように自動的に申請が認められず、特許庁長官の裁量によりその可否が決定されるとのことです。

(5) グローバル特許審査ハイウェイ（PCT-GPPH）プログラム申請に関して、

オーストラリア特許庁により作成された見解書や特許性に関する国際予備報告に基づいてこのプログラムによる申請をすることはできません。

この場合には、通常の早期審査の請求をする必要がありますので、留意して下さい。

(6) PCT 出願国内段階移行に関し、日本語により PCT 出願をした場合においては国際出願等の英語翻訳文には翻訳者の宣誓書を添付する必要がありますので、留意して下さい。

革新特許制度 (Innovation Patent)

1. 現行法令について

特許法と同様です。

特許法において、イノベーション パテント（革新特許）として記載されております。

2. 革新特許出願時の必要書類

特許出願と同様です。

但し、クレームは合計5個までしか認められておりません。

3. 料金表（単位：オーストラリアドル）

(1) 出願料金（オンライン）	180
(2) 出願審査請求	500
(3) 維持年金（オンライン）	
① 第3年度から第5年度 （各年度当たり）	110
② 第6年度から第8年度 （各年度当たり）	220

4. 料金減免制度について

料金の減免制度はありません。

5. 実体審査の有無

実体審査は行われません。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は存在しません。

登録後に権利が公報に公告されます。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度はありません。

登録後に革新特許の権利行使の目的のために審査を請求することができます。

8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

(1) 方式審査に関して：

出願書類が提出された後、明細書等が方式的要件を満たしているかについて審査されます。

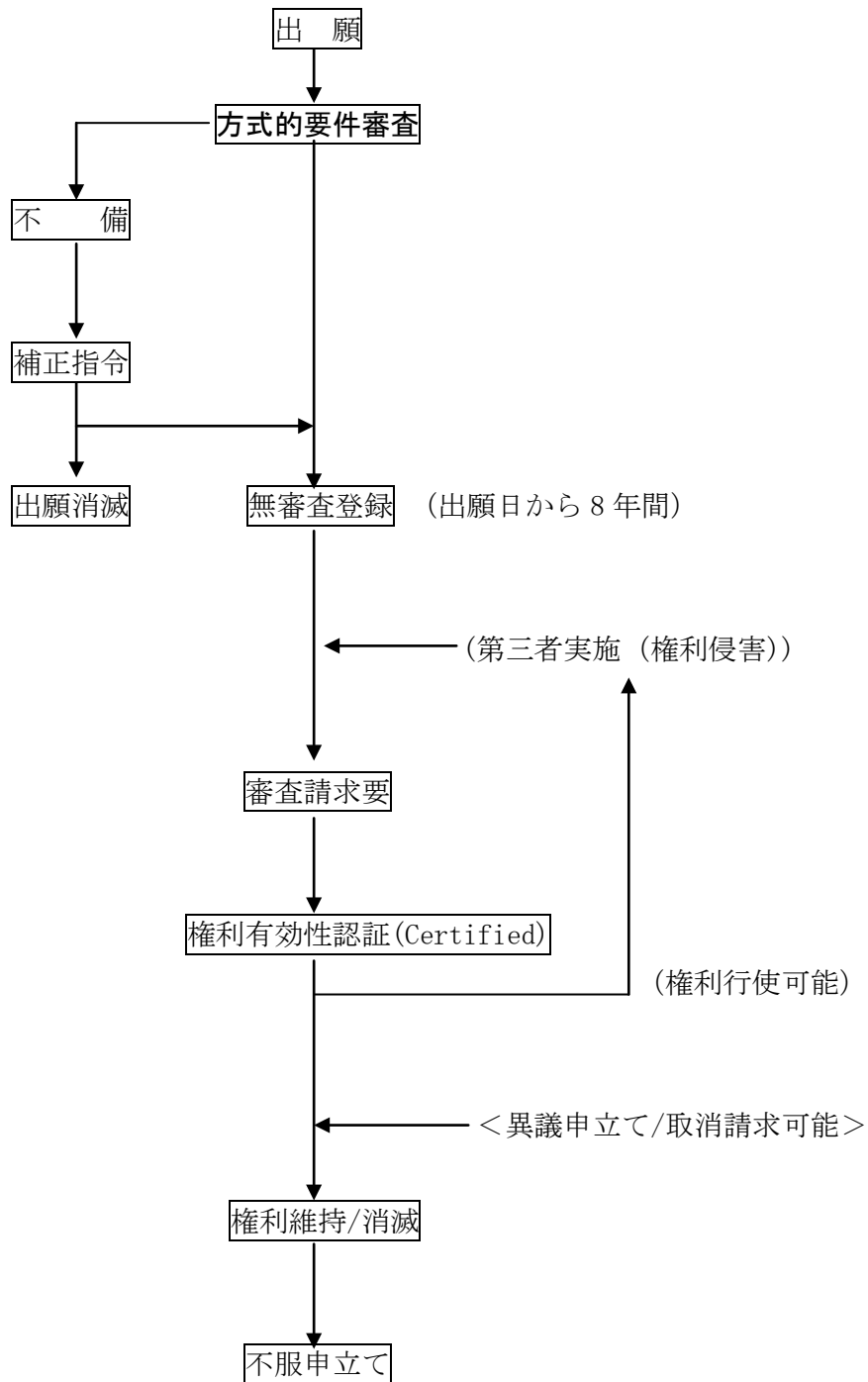
(2) 保護対象に関して：

- ① 革新特許は、新規であり、革新性のある有益な製造方法等に特許が与えられます。
- ② 不登録事由は、標準特許の場合と同様ですが、植物や動物及びそれらの生成を目的とする生物学的方法等が該当します。

(3) 実体審査に関して：

- ① 革新特許は、無審査で登録されますが、登録後異議申立て（Opposition）や取消（Nullity）の請求により登録要件等を満たしていない場合には、取消されます。
- ② 革新特許は、先行技術と比較してイノベーティブ・ステップ（革新性）を有する発明で良いとされております。
先行技術との差異が、発明の実施に実質的に貢献する場合には、イノベーティブ・ステップが存在するとされます。
従いまして、標準特許である発明の場合と比較して、進歩性の基準が低く、又出願費用も比較的安価であり、且つ簡単に登録を受けることができるので、短ライフサイクルの技術の保護には、この革新特許は有利とされております。
- ③ 但し、実体審査なしで登録された権利ですので、侵害者に対して権利を主張する場合には、登録後に審査請求をして、実体審査により認証（Certified）、即ち審査証明を受ける必要があります。
- ④ 上記認証（審査）は、特許権者及び第三者も請求することができます。
- ⑤ 認証（審査）後は、上述しましたように革新特許の有効性について異議申立てや取消の対象となります。
- ⑥ なお、標準特許出願から革新特許出願へ変更することができます。
標準特許発明が進歩性の要件を満たしていなかった場合に、この変更出願が利用されるとのことです。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 通常の特許権の存続期間は、出願日から8年です。
- (2) 維持年金は、出願日から3年目に最初の年金納付が必要となります。

10. PCTに加盟している場合、その国内段階移行手続の概要（国内段階移行期限等）

- (1) 標準特許の場合と同様です。
- (2) 但し、革新特許として国内移行手続を採ることはできません。
この場合には、国内段階に移行した後に革新特許へ変更することができます。

11. 留意事項

- (1) 標準特許として出願後に、この度の改正法により進歩性の判断基準が引き上げられました。従いまして、当該出願が進歩性を有さない理由により拒絶されるような場合には、出願を革新特許出願へ変更することのより、革新特許として登録を受けることが可能となりますので、その点留意して下さい。
- (2) 上述しましたように、革新特許は無審査で登録され、登録後第三者に対し権利行使をする場合には、審査請求をして登録の有効性について認証（Certified）してもらう必要があります。従いまして、認証を受ける前には権利行使をすることはできませんので、その点留意して下さい。

意匠制度

1. 現行法令について

2003年改正意匠法（2004年6月17日施行）が適用されております。

旧意匠法（1906年法）は廃止されました。

2. 意匠出願時の必要書類

(1) 願書

出願人の氏名・住所、出願を行う資格を有する者の特定、優先権情報等を記載します。

(2) 意匠の表現物（5セット）。

写真も可能ですが、図面の方が望ましいとされています。

(3) 優先権証明書

提出要求があった場合に提出します。

(4) 意匠の特徴記載書

提出は任意です。

(5) 出願公開の請求

出願の公開を希望する場合には出願時に申請します。

(6) 委任状

提出は不要です。

なお、旧法では必要とされていた出願陳述書（Statement In Support：出願人が意匠登録を受ける権利を有する旨の事実を述べた書面）は不要となりました。

3. 料金表(単位：オーストラリアドル)

(1) 出願料金	250
・追加1意匠ごとに	250
(2) 登録意匠についての審査請求	
・意匠権者による請求	420
・第三者による請求	210
(3) 審査証明書の副本の交付	250
(4) 存続期間延長料金	320（2004年6月17日以降の出願）
(5) 意匠登録の取消請求	500

4. 料金減免制度について

料金の減免制度はありません。

5. 実体審査の有無

意匠出願は方式審査のみで登録になりますので、新規性等の実体審査はありません。実体審査は意匠登録後に意匠権者又は第三者から請求があった場合にのみ行われます。

6. 出願公開制度の有無

意匠出願は、出願時に（又は優先日から6ヶ月以内に）出願人からの請求があった場合にのみ出願公開されます。

7. 審査請求制度の有無

意匠出願の実体審査はありませんので、審査請求制度はありません。

8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

(1) 意匠出願は、下記の方式審査のみで意匠登録されます。

- ① ロカルノ協定に基づき、物品が分類されているか否か、
- ② 願書で特定されている意匠の数と図面で開示されている意匠の数が一致しているか否か、
- ③ 意匠図面（写真）が5セットあるか否か、
- ④ 図面（写真）が方式要件を満たしているか否か、
- ⑤ 出願手数料が納付されているか否か。

(2) 方式要件を満たしている場合には、意匠登録されます。満たしていない場合には指令が発せられ、2ヶ月以内に瑕疵が是正されない場合には出願はなかったものとされます。

(3) 意匠登録されると、意匠出願が登録原簿に登録され、意匠公報に公告されます。その後登録証が発行されます。公告に対する異議申立ては採用されていませんが、登録後は、何人も実体審査を請求することができます。実体審査が請求されると不登録事由に該当するか、新規性・識別性の要件を満たすか否かについて審査されます。主な不登録事由は以下の通りです。

<不登録事由>

- ① 登録意匠が意匠の保護対象でない場合、
- ② 登録意匠が新規性・識別性の要件を満たしていない場合、
- ③ 登録意匠が公序良俗に反するおそれがある場合。

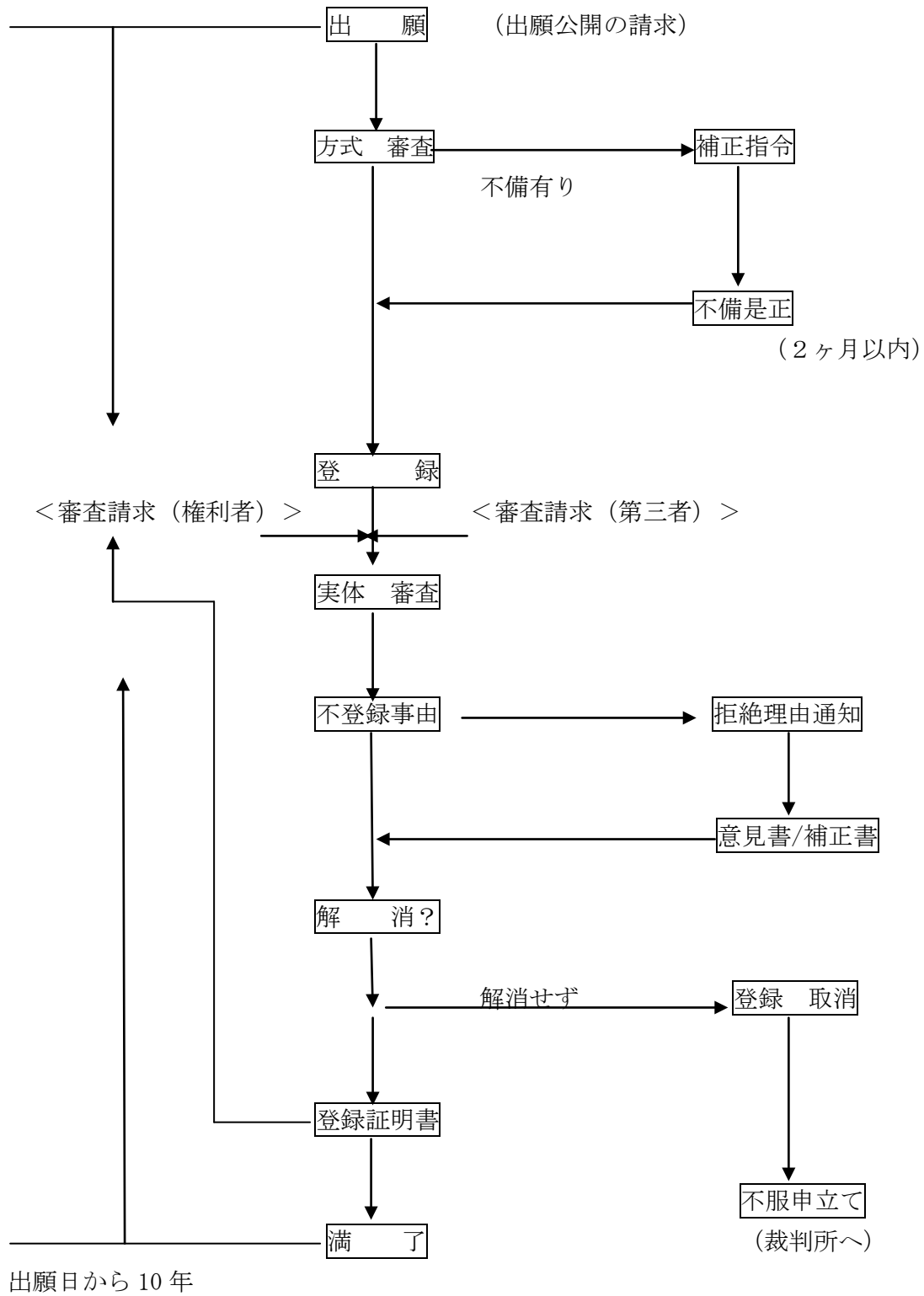
以下の場合には新規性・識別性がないものとされます。

<新規性・識別性がない場合>

- ① 出願に係る意匠が、出願日又は優先日前にオーストラリア国内において公然使用されている場合、
- ② 出願に係る意匠が、オーストラリア国内又は外国において公表されていた場合、
- ③ 出願日に先行する先の出願で公開された意匠と同一である場合、

- ④上記①から③の意匠と全体的な印象が実質的に類似している場合には識別性が無いものとされます。
- 但し、下記の場合には、新規性を喪失したものとみなされません。
- *公に認められた博覧会に出品した日から6ヶ月以内にその意匠について出願をした場合、
 - *意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して、意匠が公開された場合において、登録を受ける権利を有する者が公開された日から6ヶ月以内に出願をした場合。
- (4) 審査の結果、上記不登録事由等に該当する場合には、6ヶ月の指定期間内に意見書や補正書を提出することができます。
- 不登録事由等に該当しない場合、又は上記補正書等により不登録事由等が解消した場合には、意匠の登録が証明されます。意匠の登録の証明は、その旨公告され「審査証明書」が発行されます。
- 一方、不登録事由等が解消されなかった場合は、意匠登録が取消されます、その取消しに対して裁判所に不服を申立てることができます。
- (5) 意匠権者が権利行使する場合には、権利行使前に意匠登録に対して審査請求をし、意匠登録の証明 (Certified) を受けなければなりません。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 存続期間は、出願日から5年間です。延長申請により5年間延長することができますので、最長で出願日から10年となります。
- (2) 但し、2004年6月17日より前の意匠出願に係る意匠権には旧法が適用されますので、最長で出願日から16年となります。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度はありません。

複合製品の構成部品はそれが複合製品とは別個に製造される場合には保護対象の物品となりますが、これは物品の一部分を保護するのではなく、あくまでも構成物品全体を保護するものです。

11. 留意事項

(1) 意匠の保護対象

意匠とは、物品の全体的外観であって、物品の形状、配置、模様及び装飾を含み、視覚的特徴は機能的な目的であってもよいとされています。

物品には立体的なもののみならず、平面的なものも含まれます。保護対象から除外されるものとしては、集積回路若しくはその一部又は集積回路に使用されるマスクなどがあります。

なお、関連意匠制度及び秘密意匠制度は規定されておりません。

(2) 著作権との関係

著作権法により保護される芸術的作品の場合、当該作品の複製について意匠登録がされた場合には、意匠登録の時点で著作権に基づく権利行使はできなくなります。

商標制度

1. 現行法令について

1996年1月1日付施行の商標法(1995年改正)が適用されておりましたが、改正法(New Intellectual Property Laws Amendment (Rising the Bar)が2013年4月15日より適用されております。

2. 商標出願時の必要書類

(1) 願書：

出願人の氏名・住所、商品・サービス及びその区分、優先権の情報等を記載します。オーストラリアはニース協定の国際分類を採用していますので、国際分類に従う必要があります。また、一出願で多区分を指定することができます。

(2) 商標の表現物：

商標中の外国語の英訳及びローマ字以外の文字の音訳が必要です。また、形状、音響、芳香、色彩商標の場合には、その明確な説明が必要とされます。

(3) 委任状：

提出は不要です。

(4) 優先権書類：

自発的に提出する必要はなく、審査官から提出を求められた場合にのみ提出が必要となります。優先権翻訳、優先権譲渡証の提出を求められる場合もあります。

(5) その他：

連続商標の場合には連続する商標の数、証明商標、団体商標や防護商標登録出願をする場合は、その旨の表示が必要です。

3. 料金表（単位：オーストラリアドル）

(1) 出願料（電子出願1区分につき）	120（公式区分による場合）
(2) 出願料（電子出願1区分につき）	200（公式区分によらない場合）
(3) 出願料（紙出願1区分につき）	220
(4) 登録料（1区分につき）	300
(5) 更新料（1区分につき）	300
(6) 不使用抹消申請	250
(7) 異議申立て	250

4. 料金減免制度について

料金の減免制度は採用されていません。

5. 実体審査の有無

商標出願は、識別性等の実体審査の対象となります。早期審査制度も採用されていません。

6. 出願公開制度の有無

商標出願の出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておられません。商標出願は全て審査の対象となります。

8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

(1) 商標出願は、まず方式審査の対象とされます。その後、出願が不登録事由に該当するか否か、識別力を有するか否かの実体審査が行われます。

主な不登録事由は以下のとおりです。

<不登録自由>

①識別性のない商標

②公序良俗に反する商標

③出所の混同を生ずるおそれのある商標

④国、国際的又は政府間機関の名称、略称、旗章、紋章もしくは記章からなる商標

⑤他人の登録商標と同一又は類似であって、同一又は類似の商品について使用される商標。

(2) 上記不登録事由に該当する場合には、出願人にその旨が通知され、意見書及び補正書を提出する機会が与えられます。意見書及び補正書が提出されてもなお拒絶されるべき理由が解消されていないと認められるときは拒絶の査定がなされます。拒絶の査定に対しては裁判所に訴を提起することができます。

(3) 最初のオフィスアクションから15ヶ月以内に出願が許容（アクセプタンス）される状態にする必要があります。15ヶ月以内に許容されない場合には、出願は失効することになります。この15ヶ月の期間は、請求により6ヶ月延長することができます。

(4) 出願された商標が登録するべきものであるときは出願が公報に公告されます。公告後2ヶ月以内に利害関係人は異議申立てをすることができます。異議申立てがないとき、または異議申立てが成立しないときは登録されます。

(5) この度の改正法により、

①従来は、異議申立期間が公告日から3ヶ月でありましたが、公告日から2ヶ月へ短縮されました。

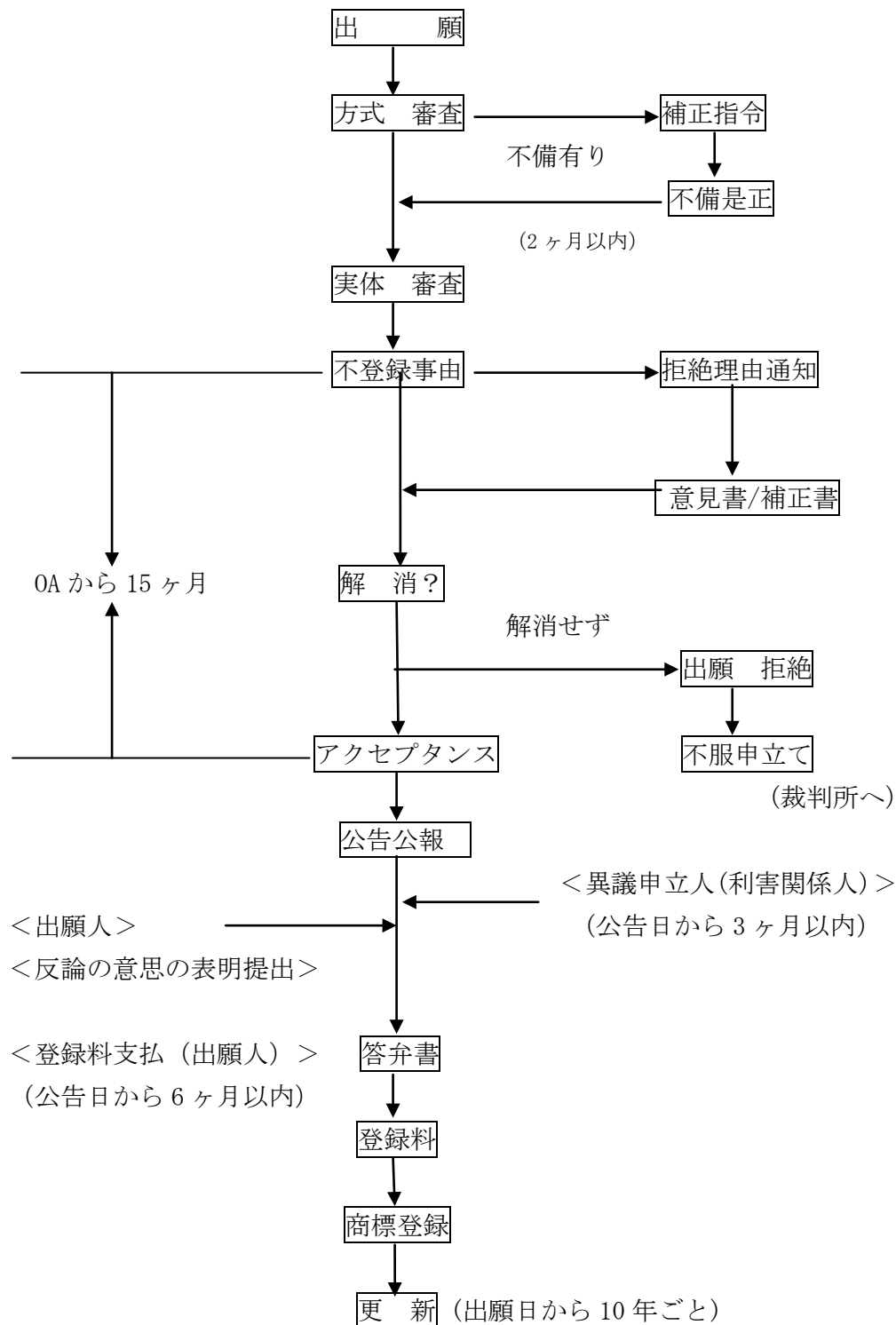
②双方（異議申立人及び被申立人）にそれぞれの主張の説明や証拠を、従来よりも短期間内に提出することが求められるようになりました。

③被申立人は、「反論の意思の表明」（Notice of Intention to Defend）を所定の期

間内に提出しない場合には、異議手続きにおいて審査もされずに出願は失効することとなったようです。

なお、6ヶ月間の「クーリングオフ」期間の請求が新たに採用されました。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 商標権の存続期間は出願日から起算して10年です。
- (2) 存続期間は更新申請により、10年ごとに更新することができます。
更新申請は存続期間の満了前12ヶ月以内に行う必要があります。更新時の使用証明は不要です。

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時に商標を使用している必要はありませんが、使用する意思は必要とされます。登録商標が指定された商品又はサービスについて継続して3年以上使用されていないときは第三者の抹消請求により商標登録を取消されることがあります。

11. 保護対象

- (1) 商標とは、ある者が商取引において提供する商品・サービスを、他の者が提供する商品・サービスから識別するために使用する標識と定義されております。標識は、視覚で認識できるように表示されていれば、平面的なものだけでなく立体的なものも含まれます。
- (2) 以下のものは登録可能とされています。
文字、名前、単語、署名、数字、図形、銘柄、標題、ラベル、切符、包装の外観、形状、色彩、音（Sound mark）又は匂い（Smell mark）

12. 留意事項

(1) 商標登録の種類

- ① 通常の商標登録：商品又はサービスについて使用する者に付与される商標です。
- ② 証明商標：商品又はサービスの品質・製造様式その他の特徴についてある者が証明したことを示すために用いられる標識です。
- ③ 団体商標：団体の構成員に使用させるために、団体名義で商標登録を受けるものです。
- ④ 防護商標登録：商標権者が使用を意図しない商品又はサービスについて、他人の使用を排除するために登録を受けるものです。
- ⑤ 連続商標：商標が相互に重要な事項について類似している場合に、一定条件の下で2以上の商標を一の願書で出願・登録できる制度です

(2) 権利侵害の場合

侵害者には、損害賠償等の他、刑事罰（罰金、禁固刑）も課せられます。

(3) 税関規定

商標権者は、税関局長に対して、登録商標を侵害する商品の輸入に対して異議を申し立てることができます。